

蒲郡市障害者虐待防止連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 蒲郡市障害者虐待防止連携協議会（以下「協議会」という。）は、障害者の尊厳保持という観点から、蒲郡市及びその他関係機関の連携により、地域における障害者虐待防止のための連携協議の形成及びその運用を行い、住み慣れた地域における障害者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 障害者虐待防止策の具体的検討及び事業全体の評価・見直しに関すること。
- (2) 市民への広報・普及活動に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、障害者虐待防止連携協議の管理・運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織し市長が委嘱する。

- 2 協議会に会長を置き、構成員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、あらかじめ副会長として委員の中から1名を指名するものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の開催は、会員の過半数の出席をもって開催できるものとする。
- 3 協議会に座長を置き、会長をあてる。
- 4 協議会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、蒲郡市役所福祉課に置く。

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。